

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
放送システム委員会 運営方針（案）

1 審議事項

放送システム委員会（以下「委員会」という。）は、放送システム及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十条の三第一項に規定する配信用設備に係る技術的条件に関する事項について、調査検討する。

2 委員会の運営

- （１）主査は、委員会を主宰する。
- （２）委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する専門委員がこれに当たる。
- （３）主査代理は、主査不在のとき、その職務を代行する。
- （４）委員会は、主査が招集する。
- （５）主査は、委員会を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- （６）主査は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- （７）主査は、委員会の運営を促進させるため、専門委員及び必要と認める者から構成される作業班を設置することができる。
- （８）作業班の主任及び構成員は、主査が指名する。
- （９）その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- （１）会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合
- （２）その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

委員会の事務局は、情報流通行政局放送技術課が行う。

以 上